

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
1	新潟県南魚沼市在住 52歳の男性	平. 1 8 . 6 . 1 6	肺がん	平. 1 9 . 2 . 1 9	平. 1 9 . 2 . 2 3	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄 却</b> 審査請求人の祖母が石綿を吸入することにより指定疾病である肺がんにかかったことを証明できる医学的資料がなく、その死亡の原因が当該指定疾病であると認めることができないので、法22条第1項の認定を行うことはできない	死亡者は、審査請求人の祖母 明治38年、当時の南魚沼郡で出生 祖母は、悪性胸膜中皮腫で死亡した長男の仕事着等を手作業で洗濯していた 死亡年月は、昭和60年5月（享年80歳）
2	熊本県宇城市在住 68歳の男性	平. 1 8 . 3 . 2 0	肺がん	平. 1 9 . 2 . 2 0	平. 1 9 . 4 . 1 9	認 定	<b>棄 却</b> 請求人のかかった肺がんについて石綿を吸入することによりかかったものではないとした環境大臣の判定は、医学的に納得できるものであり、この判定を踏まえて処分庁が行った原処分は妥当と認められる	審査請求人は、昭和15年宇城市で出生 昭和37年から平成12年まで通信業の業務職に従事

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
3	福岡県行橋市在住 66歳の女性	平. 1 8 . 5 . 1 2	中皮腫	平. 1 9 . 3 . 2 9	平. 1 9 . 5 . 8	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄 却</b> 請求人の母が石綿を吸入することにより指定疾病である中皮腫にかかったことを証明することができる医学的資料がなく、その死亡の原因が当該指定疾病であると認めることができないので、法第22条第1項の認定を行うことはできない	死亡者は、審査請求人の母 大正2年出生(出生地不詳) スレート工場での勤務歴及びその近傍での居住歴あり(期間等不詳) 死亡年月は、昭和46年12月(享年58歳)
4	奈良県生駒郡在住 66歳の男性	平. 1 8 . 6 . 2 0	悪性リンパ腫 (指定疾病外)	平. 1 9 . 5 . 3 0	平. 1 9 . 6 . 2 7	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄 却</b> 請求人の母が石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを証明することができる資料がなく、その死亡の原因が当該指定疾病であると認めることができないので、法第22条第1項の認定を行うことはできない	死亡者は、審査請求人の母 大正4年南葛城郡で出生 死亡者は、石綿を扱っていた工場に勤務していた亡夫の作業衣を長年洗濯していた 死亡年月は、平成2年10月(享年74歳)